

労働保険事務委託事業主のための

労働保険申告の手引き

労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付と、前年度の保険料を精算するための**確定保険料**の申告・納付の手続（「**年度更新**」という。）が必要です。

この**年度更新**の手続は、例年6月1日から7月10日までの間に行います。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。

この手引きは、労働保険事務組合に事務を委託する事業主の皆様を対象に、年度更新にあたり作成していただく**一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表**にかかる留意点等をまとめたものです。

一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表の労働保険事務組合への提出方法等年度更新の手続き詳細については、委託先労働保険事務組合にお問い合わせください。

宮城労働局総務部労働保険徴収課

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎7階

TEL.022-299-8842 FAX.022-299-8836

R5.3 作成

○ 一括有期事業の概要

建設の事業については、一つの工事に係る請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く（※））、かつ、概算保険料額が160万円未満の場合に一括して申告することになっています。

立木の伐採の事業については、素材の生産量が1,000立方メートル未満で、かつ、概算保険料額が160万円未満の事業について一括扱いができます。

○ 申告の対象となる工事

以下の①～③いずれの要件も満たす工事は、一括有期事業の対象となります。

①元請工事

元請負により実施した工事。

②請負金額及び概算保険料

1工事の請負金額が1億8千万円未満（消費税額を除く。）、かつ概算保険料額が160万円未満の工事。

③工事期間

算定年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日）内に終了した工事。

令和4年3月31日以前に開始している工事の算入もれがないよう注意してください。

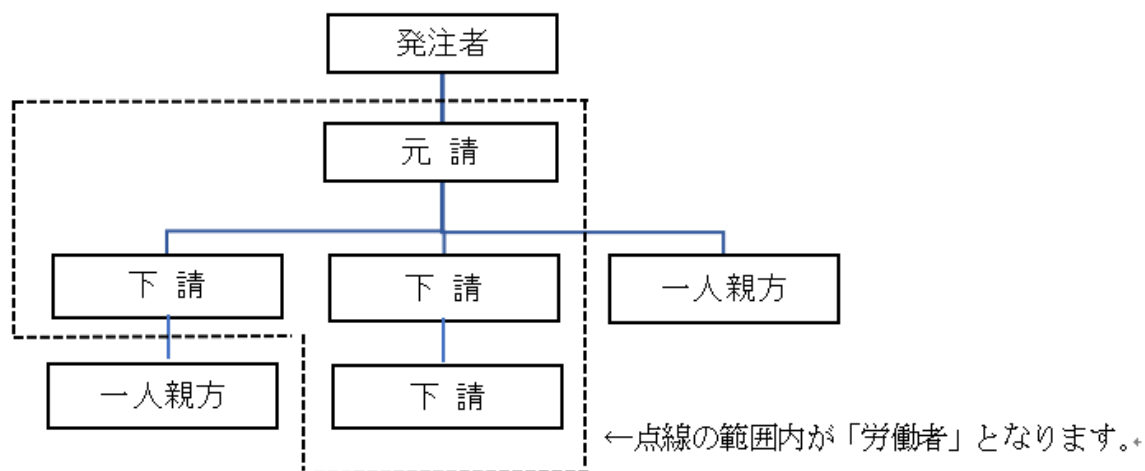
○ 一括有期事業報告書及び一括有期事業総括表の作成

①一括有期事業報告書に元請工事を書き出し、それぞれの工事の種類ごとに労務比率を乗じて、賃金総額を算出します。

②一括有期事業報告書の作成で算出した「請負金額」、「賃金総額」の計を一括有期事業総括表に転記して、「保険料額」と「一般拠出金額」を計算します。

○ 一括有期事業の「労働者」の範囲

元請事業場及び下請事業場の事業主は、対象労働者となりません。



一括有期事業報告書（建設の事業）

労働保険番号		管轄		基幹番号		枝番号		枚のうち 枚目	
04101900015123								枚のうち 枚目	
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額	
			④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に加算する額	⑥ 請負代金から控除する額	⑦ 請負金額			
A邸 増築工事 外33件	青葉区北町1-1-1	4年3月1日から 4年10月31日まで	150,000,000			150,000,000	23	34,500,000	
		年月日から 年月日まで				小計		34,500,000	
B商店 増築工事	青葉区南町1-1-1	4年4月1日から 4年6月20日まで	8,500,000			8,500,000	23	1,955,000	
C邸 新築工事	青葉区西町1-1-1	4年12月1日から 5年3月31日まで	12,600,000			12,600,000	23	2,898,000	
		年月日から 年月日まで				小計		4,853,000	
事業の種類	35 建築事業	小計	171,100,000			171,100,000		39,353,000	

前年度中（保険関係が消滅した日まで）に廃止又は終了があったそれぞれの事業の詳細を上記のとおり報告します。

令和5年6月1日

事業の種類ごとに別葉としてください。

郵便番号 (970 - 0000)
電話番号 (022-111 0000)

住所 仙台市青葉区東町1-1-1

事業主 株式会社 労働工務店

氏名 代表取締役 労働 太郎

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

宮城 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

2枚目以降は別紙を使用してください。

様式第7号（第34条関係）（甲）〔別紙〕

事業主控

労働保険番号		管轄		基幹番号		枝番号		枚のうち 枚目	
04101900015123								枚のうち 枚目	
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額	
			④ 請負代金の額	⑤ 請負代金に加算する額	⑥ 請負代金から控除する額	⑦ 請負金額			
××邸内装工事	××市 ××-××-×	4年4月1日から 4年5月31日まで	(6,000,000)			(6,000,000)		(720,000)	
△△邸内装工事 外10件	△△市 △△-△-△	4年4月10日から 5年3月15日まで	22,000,700			22,000,700	23	5,060,161	
	(小計)	年月日から 年月日まで				(6,000,000) 22,000,700		(720,000) 5,060,161	
		年月日から 年月日まで						計 5,780,161	
		年月日から 年月日まで							
		年月日から 年月日まで							
		年月日から 年月日まで							
		年月日から 年月日まで							
事業の種類	38.既存建築物設備工事業	計	(6,000,000) 22,000,700			(6,000,000) 22,000,700		5,780,161	

請負金額500万円未満の工事は取りまとめて記入できます。

賃金で算定した工事は、このようにカッコ書きで記入してください。

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額をカッコ書きで、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

○ 一括有期事業報告書の作成にかかる留意点

建設の事業の場合、保険料の算定方法には、「賃金」による場合と「請負金額」による場合があります。

「賃金」による場合、準備作業、周辺作業を含めその工事における協力業者に雇われる者を含むすべての労働者の賃金を正確に把握し、その賃金総額に保険料率を乗じて保険料を算定します。

一方、協力業者等の賃金を正確に把握し得ない場合には、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額とし、これに保険料率を乗じて保険料を算定します。

1 『一括有期事業報告書』には、工事期間の長短や請負金額の大小にかかわらず、以下の条件を満たすすべての工事を記載しなければなりません。

◎ 発注者から直接請け負った工事（元請工事）であること。

◎ 前年4月1日から当年3月31日までに終了した工事であること（開始時期は問いません）。当年の4月1日以降に終了（見込み）の工事は、実際に工事が終了した年度の申告となります。

2 この報告書は、以下の点に注意して作成願います。

① 「事業の種類」ごとに作成します。

例えば、新築工事などの「35 建築事業」と、内装や既設建築物内の設備工事などの「38 既設建築物設備工事業」を手掛けた場合は、原則としてそれぞれ1部ずつ作成します。

ただし、1～2行で収まる場合は、同じ用紙に記載いただいても構いません。

② 「事業の名称」には、工事の内容が分かる様な表現で記載願います。公共事業の場合は、契約工事名を記載します。また、請負金額が500万円未満の工事は、「〇〇新築工事、外△件」のように、同じ事業の種類でまとめて記載することも可能です。

【注意いただきたい記載の例】

◎ 事業所の業種（工事の種類）が「35 建築事業」であることから、すべての工事を「35 建築事業」に記載・・・工事内容によって「事業の種類」が変わります。

◎ 「〇〇邸」「工事」とだけ記載・・・工事の内容が分かりません。

◎ 「リフォーム」とだけ記載・・・外装や屋根、増改築工事は「35 建築事業」、内装や建物内部の空調・電気・給排水設備などの工事は「38 既設建築物設備工事業」となります。

◎ 「解体工事」・・・解体した資材の大部分をそのまま用いて再度使用することを前提とした解体工事は「35 建築事業」。原形をとどめない程解体（破壊）する場合は「37 その他の建設事業」となります。

◎ 重機等を用いた土木工事を伴う造園は「37 その他の建設事業」となりますが、刃物または手工具のみを用いて植物の栽培管理やガーデニング、樹木の植樹または剪定（手入れ）を行う作業（いわゆる「植木屋さん」）は「95 農業」の分類となり、末尾「6」での申告となります。

◎ 「36 機械装置の組立てまたは据付け」として記載・・・16 の分野に限った比較的大掛かりな設備・プラントにおける組立・据付け工事となります。

※ 「事業の種類」が不明な場合は、事務組合または労働基準監督署にお問い合わせ願います。

③ 「事業の期間」には、工事契約書等を参考に、実際にかかった期間を記載願います。また、年月日は省略せずに記載願います。

前年3月末に工事終了したが、その年度の申告に含み忘れた工事があった場合は、事務組合担当者にご相談ください。

3 業種の変更について

当初「35 建築事業」で登録していたが、時代の移り変わりとともに、恒常的に「38 既存建築物設備工事業」が多くなったという場合は、業種の変更手続きが必要です。

○ 一般拠出金について

「一般拠出金」とは、石綿による健康被害の救済に関する法律の規定に基づき、すべての労災保険適用事業主にいただくものです。

労働保険の確定保険料の申告の際にあわせて申告・納付します。

賃金総額に一般拠出金率（0.02/1000）を乗じて算定します（1円未満切り捨て）。

労務費率表

業種番号	事業の種類		工事開始日が 平成30年4月1日～のもの	
			労務費率	保険料率
32	道路新設事業		19	1,000分の 11
33	ほ装工事業		17	9
34	鉄道又は軌道新設事業		24	9
35	建築事業 (既存建築物設備工事業を除く。)		23	9.5
38	既存建築物設備工事業		23	12
36	機械装置の組立て又は 据付けの事業	組立て又は取付けに関するもの	38	6.5
		その他のもの	21	
37	その他の建設事業		24	15

参考

一括有期事業総括表の書き方・記入例

- 1 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。
一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類、事業開始時期**ごとに「一括有期事業報告書」の「請負金額」と「賃金総額」欄の金額を「一括有期事業総括表」の該当する箇所に転記してください。その際に、該当する**労災保険率**を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。
- 2 昨年度(令和4年度)にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度**送付している「**労災保険率決定通知書**」により、保険料額を計算してください。
なお、この場合一括されている各事業の開始時期における**労災保険率(基準料率)**と当該事業の終了した日の属する**保険年度のメリット増減率**を用いて算出した**労災保険率(メリット料率)**により**労災保険料**を算定します。
事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますのでご注意ください。
1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。

※令和4年度中に終了した元請工事が無い場合は、労働局への報告書の提出は必要ありません。

株式会社(仮称)建設 (印) (0000)

労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

労働保険番号	事業の名称	事業の期間	事業の開始時期	事業の終了時期	請負金額	賃金総額	業種	基準料率	メリット増減率	労災保険率
041011901010050101	CO-ベトナム工事	4.9.12.月1日～4.9.30.月31日	4.9.12.月1日	4.9.30.月31日	94,500,000	21,735,000	23	21.73%		9.5
	(小計)				94,500,000	21,735,000				
	X-X 新築工事	4.9.4.月1日～4.9.30.月31日	4.9.4.月1日	4.9.30.月31日	20,000,000	4,600,023	23	4.60%		9.5
	(小計)				20,000,000	4,600,023				
	△△ 新築工事 他案件	4.9.5.月1日～4.9.31.月31日	4.9.5.月1日	4.9.31.月31日	35,000,000	8,662,184	23	8.66%		9.5
	(小計)				35,000,000	8,662,184				
	事業の合計				149,500,000	34,997,184				

労働局へ提出する報告書の提出は、労働局への報告書の提出は必要ありません。

令和5年 6月 12日

事業主 宮城 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

代表取締役 〇〇 〇〇

住所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号

電話 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇

株式会社(仮称)建設 (印) (0000)

労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

労働保険番号	事業の名称	事業の期間	事業の開始時期	事業の終了時期	請負金額	賃金総額	業種	基準料率	メリット増減率	労災保険率
041011901010050101	X-X 新築工事	4.9.1.月1日～4.9.31.月31日	4.9.1.月1日	4.9.31.月31日	60,000,000	720,000	23	7.20%		9.5
	(小計)				60,000,000	720,000				
	△△ 新築工事 他案件	4.9.1.月1日～4.9.31.月31日	4.9.1.月1日	4.9.31.月31日	22,500,000	5,061,941	23	5.06%		9.5
	(小計)				22,500,000	5,061,941				
	事業の合計				82,500,000	12,281,941				

労働局へ提出する報告書の提出は、労働局への報告書の提出は必要ありません。

令和5年 6月 12日

事業主 宮城 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

代表取締役 〇〇 〇〇

住所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号

電話 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇

別添様式 労働保険等 令和4年度一括有期事業総括表 (建設の事業)

事業主控

労働保険番号	事業の種類	事業開始時期	請負金額	賃金総額	保険料率	保険料額
31	水/水処理施設、排水/通気設備事業	令和4年9月13日 令和4年9月31日	18	79	79	
32	道路新設事業	令和4年9月11日 令和4年9月31日	19	62	62	
33	舗装工事	令和4年9月11日 令和4年9月31日	19	11	11	
34	鉄道又は軌道新設事業	令和4年9月13日 令和4年9月31日	25	9.5	9.5	
35	建築事業	令和4年9月11日 令和4年9月31日	23	12,652	12,652	
38	既設建築物設備工事	令和4年9月11日 令和4年9月31日	22	55,009,414	55,009,414	
36	その他	令和4年9月11日 令和4年9月31日	23	6,000,000 22,000,700	6,000,000 22,000,700	
37	その他の建設事業	令和4年9月11日 令和4年9月31日	24	38	38	
	合計		18,432	18,432	18,432	199,554

①(1)を除いた合計 18,432 円 ②(2) 368 円

①(1)を除いた合計 18,432 円 ②(2) 368 円

1円未満の端数は切り捨て

電話番号 XXX-XXXX-XXXX

住所 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号

事業主 株式会社〇〇工務店
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

令和5年 6月 12日

宮城 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。